

山LP協第132号  
令和5年2月10日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

### 訪問勧誘注意喚起チラシの有償注文について (ご案内)

LPガス切り替えの訪問勧誘について、全国的には逮捕者(「特定商取引に関する法律」の禁止行為違反容疑)が出るほど競争が激化している地域があり、中国地方においても、岡山県や広島県(岡山県境)で競争が激化しています。

このため、岡山県協会や広島県協会では悪質な訪問勧誘(特定商取引法に抵触する行為)に対する注意喚起チラシを作成しており、山口県協会においても作成すべきとの声が一部会員から寄せられましたので、別添「訪問販売注意喚起チラシ」(以下「チラシ」という。)を作成しました。

については、チラシを希望される方は、下記にご留意のうえ別紙注文書をメール(info@y-lpgas.jp)又はfax(083-923-8366)により、県協会あて、ご送付ください。

#### 記

- 1 販売価格 1セット2,000円(消費税込・送料別)  
※1セットは100枚です。
- 2 申込締切日 **令和5年2月17日(金) 期日厳守**
- 3 発送時期 3月初旬～順次発送予定
- 4 支払方法 請求書は後日送付させていただきます。

別 紙

## 注 文 書

(一社) 山口県LPガス協会 行

メール : info@y-lpgas.jp

F A X : 0 8 3 - 9 2 3 - 8 3 6 6

令和5年2月 日

注文 セット数	発送先名称	住 所	電話番号

令和5年2月17日(金) 申込締切日 (期日厳守のこと)

今のガス会社の  
検針票を  
見せて下さい。



ガス使用量や料金等の  
個人情報の開示は慎重に

お宅のガス料金は  
高すぎます。うちなら、  
ずっと安いままですよ。



根拠を示して  
もらいましょう。



あなたが契約中  
のガス会社から  
了解を得ている。

気を  
つけて!!

本当でしょうか。  
一方的な話し方では  
ありませんか?

# こんな うまい話に ご注意ください



お客様の家を訪問し、LPガスの切り  
替えを薦めたり、申込み・契約する行為  
は「訪問販売」に当たり、「特定商取引  
に関する法律」の適用を受けます。

消費者はこんな法律で  
守られています!

### 【明示義務】法第3条

訪問勧誘するときは、その勧誘に先  
立って、会社名と勧誘者本人の名前、  
勧誘の目的や薦める商品やサービスを  
明らかにする必要があります。

➔必ず、勧誘員の  
名刺をもらいましょう。

### 【再勧誘の禁止】法第3条の2

契約を締結しない旨の意思を表示した  
お客様への再勧誘は禁止です。

➔ハッキリと断りましょう!

### 【書面の交付義務】 法第4条、第5条第1項

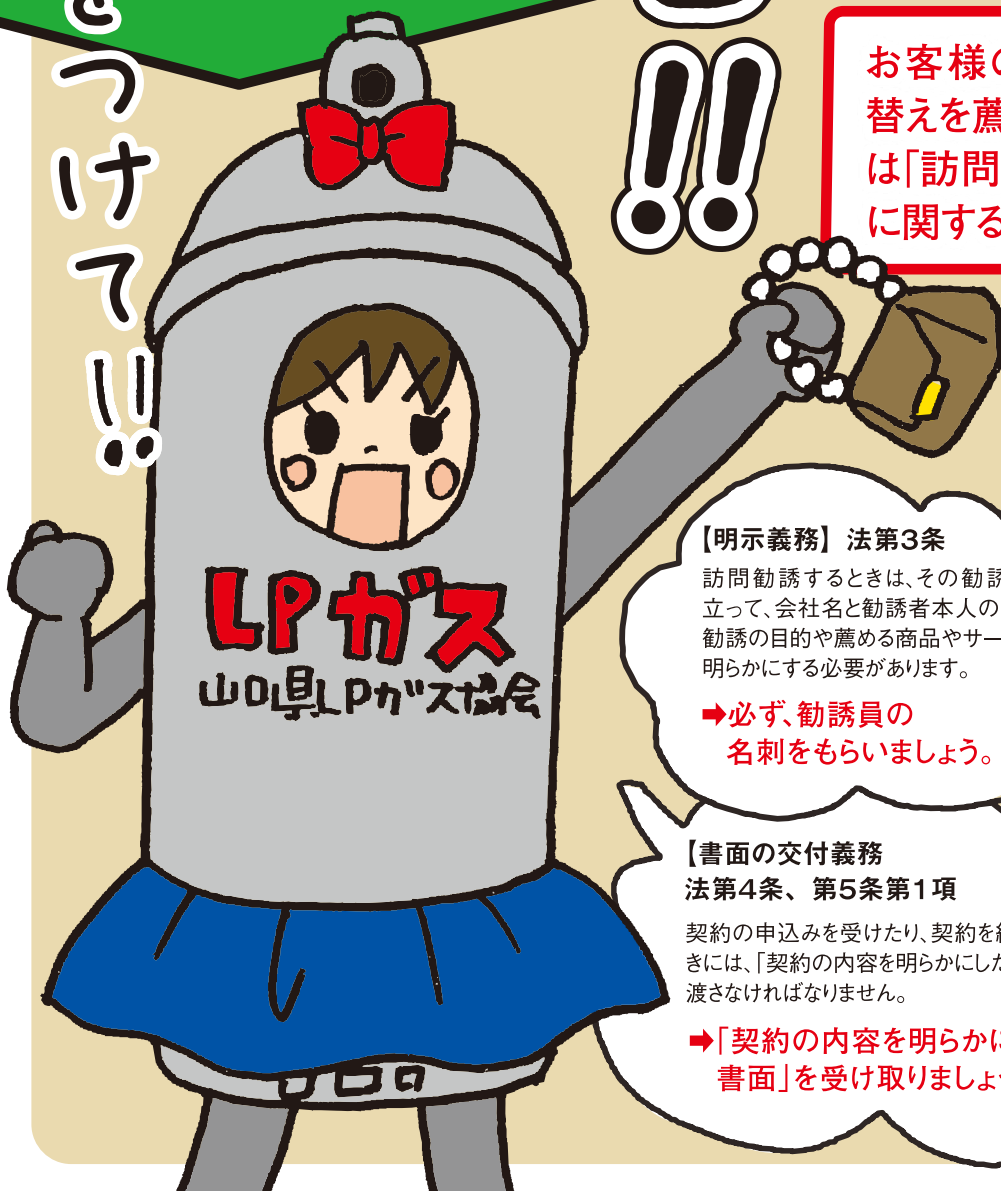
契約の申込みを受けたり、契約を締結したと  
きには、「契約の内容を明らかにした書面」を  
渡さなければなりません。

➔「契約の内容を明らかにした  
書面」を受け取りましょう。

### 【禁止行為】法第6条

事実でないことを告げたり、故意に事  
実を告げなかったり、脅迫には至らない  
けれども不安にさせたりして勧誘するこ  
とは禁止です。。

➔慎重に検討しましょう。



LPガス  
山口県LPガス協会



# そんなときどうしたら?

LPガス勧誘の

## Q & A



**Q1** 突然来訪した勧誘員に安い料金を提示されましたが大丈夫でしょうか?

**A1** LPガスは自由料金ですが、安値での勧誘セールスは要注意。

- ①極めて安い料金は要注意です。安値の根拠を確認しましょう。
- ②「約束された料金やサービスが、いつまで続くのか」をしっかりと確認し、契約書などの記載内容をチェックしましょう。
- ③保安点検の実施方法や解約方法なども確認しましょう。
- ④すぐに契約せず、現在供給を受けている販売店や家族にも相談するなど、慎重に検討して判断しましょう。

**Q3** 販売店を変える場合、費用はかかりますか? 勧誘員は「変更手続き費用は一切かからない」と言っていますが、本当ですか?

**A3** 「一切かからない」とは言い切れません。

- ・LP販売店の変更に関しては、現在の販売店との契約内容に基づいて解約手続きが行われることとなりますので、契約当事者である現販売店に確認しましょう。

**Q2** 勧誘がしつこく、断っても帰ろうとしない業者がいます。

**A2** 「いいません」と明確に断ってください。

- ・しつこい勧誘は特定商取引法で禁じられており、違法行為です。(第6条)
- ・同じ会社の者であれば、訪問者が入れ替わっても、再勧誘の禁止(第3条の2)に抵触します。



■ 販売事業者名